



特定生産緑地指定手続きの手引き

特定生産緑地に指定する場合だけでなく、指定しない場合にも手続きが必要です。

この手引きには、特定生産緑地の指定に関する注意事項等が記載されています。

必ずお読みいただき、必要な手続きをお願いします。

特定生産緑地の指定を判断する際は、ご家族等の関係者と一緒にご検討いただきますようお願いいたします。

津島市

令和2年10月





目次

1 はじめに	1
(1) 趣旨	1
(2) 生産緑地とは（制度のおさらい）	1
(3) 特定生産緑地とは（新しくできた制度）	2
2 指定の手続きについて	4
(1) 指定要件	4
(2) 提出方法	5
(3) 提出書類	6
(4) 提出後から指定まで	11
3 提出書類の記入例	12
(1) 特定生産緑地指定意向兼同意確認書 [様式1]（記入例）	12
(2) 土地の全部事項証明書（見本、見方）	13
(3) 印鑑登録証明書（見本・見方）	14
(4) 公函（見本・見方、記入例）	15
(5) 写真（作成例）	16
(6) 提出時チェック表 [様式2]（記入例）	17
(7) 特定生産緑地に指定しない意向確認書 [様式3]（記入例）	18
4 その他注意事項	19
(1) 相談の受付	19
(2) 注意事項	19
(3) お問い合わせ先	20

1 はじめに



(1) 趣旨

この手引きは、生産緑地の都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過する日（以下、「申出基準日」と言う。）が到来するにあたり、生産緑地をお持ちの方が行う、生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定に関する手続きの必要事項を取りまとめたものです。

(2) 生産緑地とは（制度のおさらい）

生産緑地とは、市街化区域内にある土地で、環境保全等を目的に生産緑地法に基づいて指定される農地等（農地、採草放牧地、森林、漁業用池沼）のことです。

当市では、平成4年12月4日に市街化区域内に農地をお持ちの方の意向を確認したうえで、市街化区域内の農地の一部を生産緑地に指定しました。

生産緑地に指定されると、30年間の営農義務や土地利用の制限が課せられますが、固定資産税や相続税の課税特例を受けることができます。

生産緑地の指定解除は、市長へ買取りを申し出たのち、県や市、あるいは他の農業従事者が、その土地を買取らない場合のみ、解除することができます。

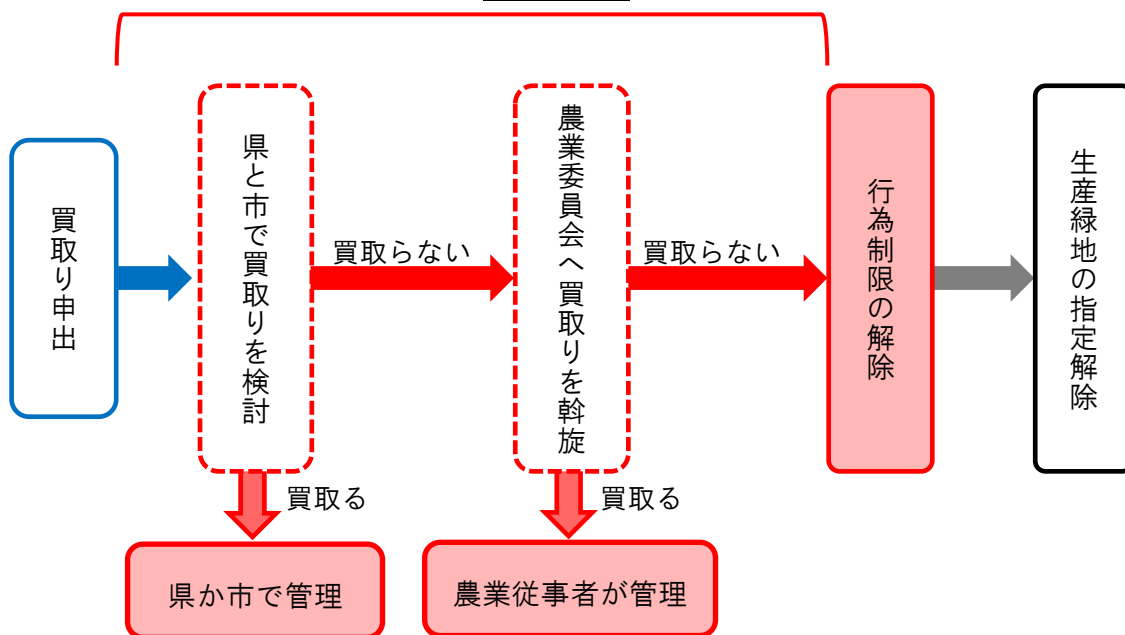
なお、市長に対して生産緑地を買取るよう申し出ることができるのは下記の2点の場合のみです。これ以外では、生産緑地を指定解除することはできません。

1 点目：生産緑地に指定されてから **30年を経過した場合**。

（申出基準日：令和4年12月4日）

2 点目：農業の主たる従事者が、死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。

法定の手続き期間として **3か月必要**になります。



図表1 行為制限の解除までの流れ

(3) 特定生産緑地とは（新しくできた制度）

平成29年に生産緑地法が改正され「特定生産緑地制度」が創設されました。

この制度により、既存の生産緑地の所有者等の意向をもとに指定から30年を迎える生産緑地を「特定生産緑地」に指定することで、さらに10年間、課税特例をそのままに農地として管理することができるようになりました。指定後、10年ごとに指定の継続を選択できます。（**図表2**）

一方、特定生産緑地に指定しなければ、課税特例は受けられなくなります。この場合は、急激な税額負担を軽減するため、5年間の激変緩和措置として段階的に宅地並み課税まで上昇します。（**図表2**、**図表3**）

生産緑地をお持ちの方々には、「今後もずっと農業を続けたい」、「家庭菜園ぐらいの規模で続けたい」、「土地を売買したい」、「家を建てたい」等、さまざまな考えをお持ちだと思います。

特定生産緑地の指定に関しては、次ページにある**図表4**を参考に、今後の10年間の土地の利用方法についてご家族等の関係者と一緒にご検討いただきますようお願いいたします。申出基準日を過ぎてからは特定生産緑地に指定することができませんのでご注意ください。

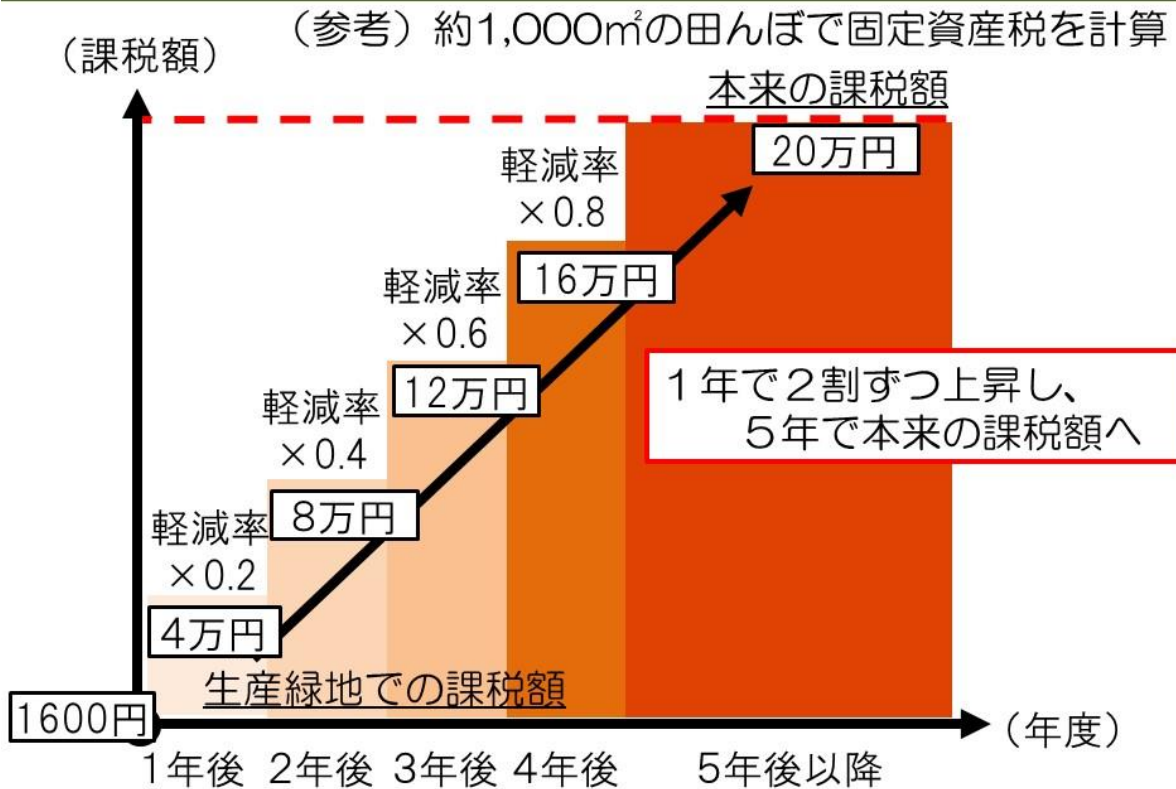
	特定生産緑地	
	指定する場合	指定しない場合
固定資産税等の場合	○固定資産税等が引き続き農地課税で負担額が少ない	×固定資産税等の負担額が5年かけて宅地並み課税まで上昇する
相続税の場合	○次世代も相続税の納税猶予を受けて農業を続けるか、買取り申出の選択ができる ○次世代が農地を第三者に貸しても相続税の納税猶予を継続できる※	×次世代は相続税の納税猶予を受けられない

注意 相続税・利子税の納税が免除となる場合は、終身営農が条件となります。

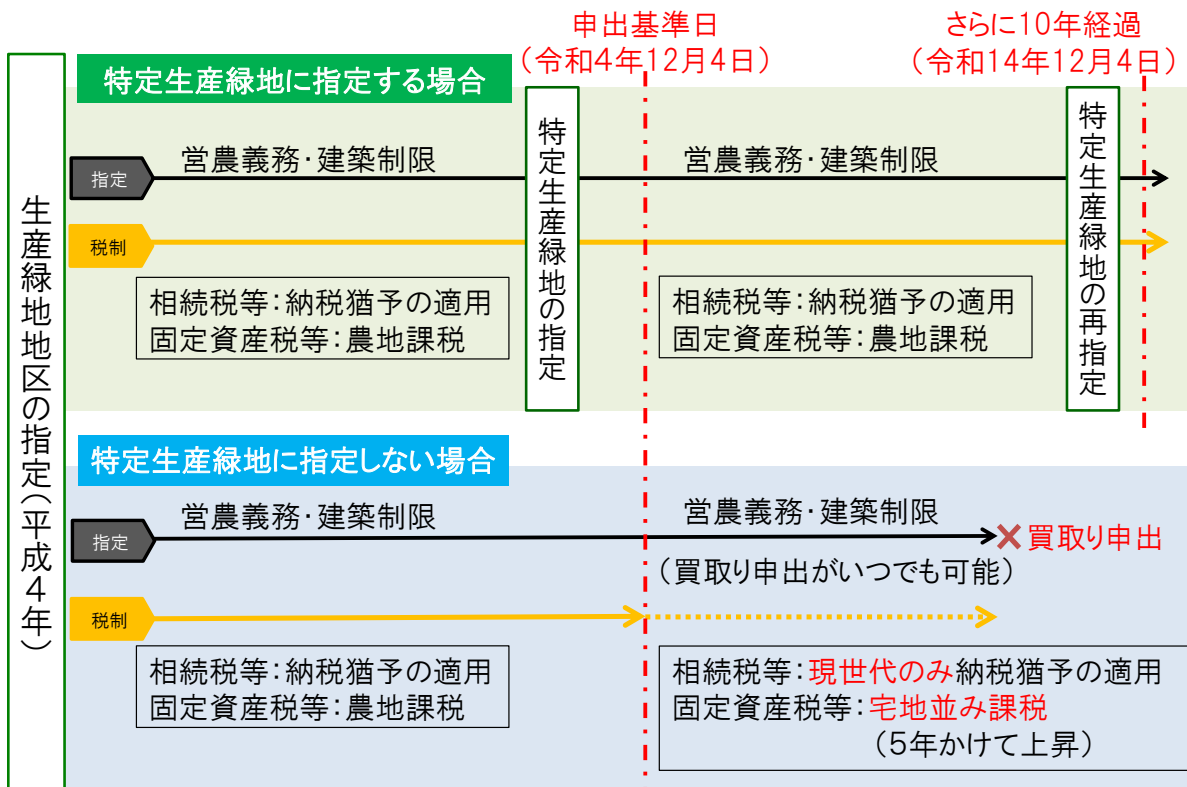
※「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（農地水産省）」平成30年9月施行

【図表2 特定生産緑地に指定する場合、指定しない場合の課税特例等】

固定資産税等の激変緩和



【図表3 固定資産税等の激変緩和措置の流れ】



【図表4 特定生産緑地に指定する流れ】

2 指定の手続きについて



(1) 指定要件

特定生産緑地の指定には、下記の①～④の要件すべてに適合している必要があります。

① 平成4年12月4日に指定された生産緑地であること。

② 適正に生産緑地として管理されていること。

下記の2点のいずれかに該当する場合に適正と判断します。ご不明な点がございましたら、津島市都市計画課窓口にご相談ください。

1	現に生産緑地として管理（耕作）していることが確認できる農地等であること。
2	農業上必要もしくはやむ得ない理由で、現在、農作物の栽培まで至っていないが、適切に耕うんや除草等の管理を行い、いつでも農作物の栽培ができる状況であること。

③ 農業目的以外の建築物や工作物がないこと。

生産緑地には、農業用倉庫等の生産緑地法で定める施設以外は原則、建築物を建築することができません。このため、特定生産緑地の指定をお考えの場合、あらかじめ建築物等を撤去していただく場合もございます。ご不明な点がございましたら、津島市都市計画課窓口にご相談ください。

④ 農地等利害関係人から同意が得られること。

指定する土地に関する権利者全員の同意を得る必要があります。相続が確定していない場合では法定相続人全員の同意が必要になります。関係する権利には、所有権、賃借権、地上権、永小作権、抵当権、根抵当権等があり、これらの権利の確認方法は図表5のとおりとなります。ご不明な点がございましたら、津島市都市計画課窓口にご相談ください。

関係する権利	確認方法	確認場所
所有権	全部事項証明書(甲区欄)	法務局 又は 登記情報提供サービス
所有権以外	全部事項証明書 (乙区欄)	
相続税・贈与税の納税猶予に係る抵当権		
電力会社による地上権		
対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権	農地台帳	農業委員会窓口 (津島市産業振興課)

※上記方法で確認できない利害関係人がいる場合、事前にご相談してください。

図表5 農地等利害関係人の確認方法

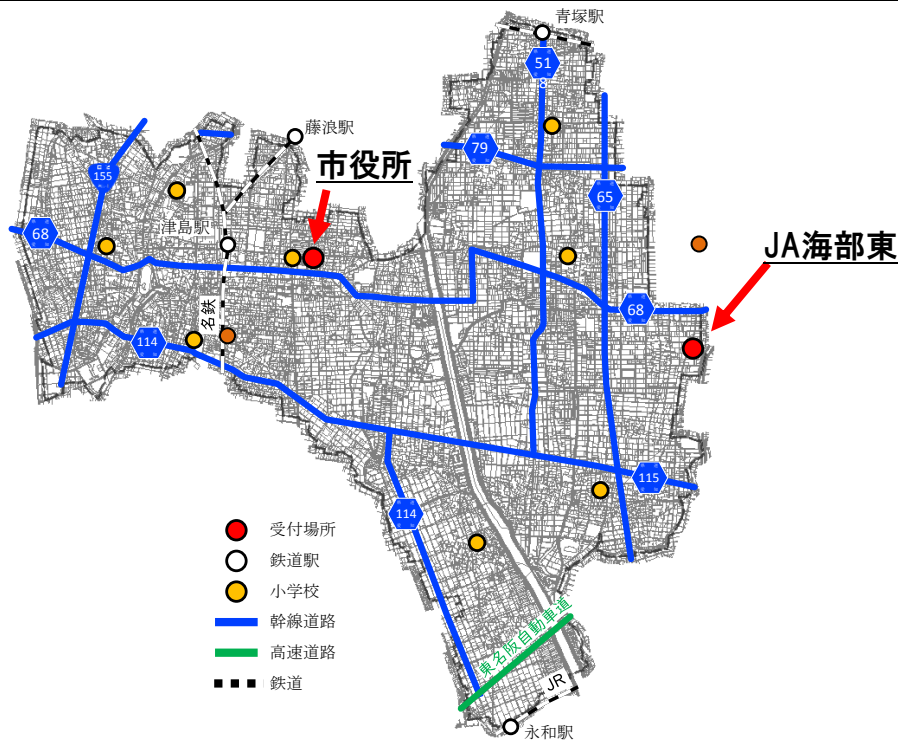
(2)提出方法**①受付期間**

令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）

※期間内に相続の発生等、やむを得ない理由で提出できない場合は、ご連絡ください。

②受付窓口

窓口	時間帯	所在・電話番号
津島市役所 4階都市計画課	午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日・年末年始を除く)	立込町2丁目21番地 0567-55-9627
JA海部東 (営農センター内) 資産管理課	午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日・年末年始を除く)	莪原町字郷東47番地 0567-23-7333

**③提出方法**

受付窓口に直接ご持参の上、提出してください。

なお、県外にお住まい等直接持参が困難な場合は、下記の宛先に「簡易書留」にて郵送してください。郵送料は提出者負担となります。

～下記の宛先を切り取り、封筒に貼り付ける等して郵送してください～

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

津島市役所 建設産業部都市計画課都市計画グループ 宛て

「特定生産緑地手続き関係書類在中」

(3)提出書類

特定生産緑地に指定する、指定しない等の土地所有者等の意向によって提出書類に違いがあります。書類を準備する前に、下記の提出書類の一覧と7ページから10ページにある提出書類（ア）～（サ）の取得先や注意事項をご確認ください。

	提出書類（ 1筆につき各1部 ）
特定生産緑地に指定する場合 もしくは 現在の生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合	【必要書類】 （ア）特定生産緑地指定意向兼同意確認書 [様式1] （イ）土地の登記事項証明書（全部事項証明書） （ウ）印鑑登録証明書 （エ）公図 （オ）現地写真 （カ）提出時チェック表 [様式2] 【土地の現況や登記内容によって必要となる書類】 （キ）土地に農業倉庫や物置がある場合は、 「倉庫や物置の外観及び内部全体の様子がわかる写真」 （ク）上記(イ)の証明書に記載される内容と異なる場合は、 「登記内容と異なる事実がわかる書類」 （ケ）相続登記が未完了の場合は、 「法定相続人がわかる書類」 （コ）行政書士等に代理する場合は、 「委任状」
特定生産緑地に指定しない場合	【必要書類】 （サ）特定生産緑地に指定しない意向確認書 [様式3] （コ）行政書士等に代理する場合は、 「委任状」

備考：特定生産緑地に指定しない場合、30年を経過する生産緑地の買取り（解除）の申出ができるのは、令和4年12月4日からとなります。

(ア)特定生産緑地指定意向兼同意確認書〔様式1〕

該当者	特定生産緑地に指定を希望する人
取得先	津島市都市計画課窓口、津島市ホームページ
注意事項等	<p>○指定する筆（土地）ごとに必要です。</p> <p>○土地所有者欄は所有者を記入してください。 なお、共有名義等の複数人の場合は、代表者を決めて記入してください。</p> <p>○土地所有者及び農地等利害関係人の同意欄の押印は、印鑑登録されている印（実印）で押印してください。</p> <p>○相続未登記の場合は、原則法定相続人全員の同意が必要となりますので、全員の住所と氏名を農地等利害関係人の同意欄に記入のうえ、押印してください。（実印）</p> <p>○所有者以外で利害関係人として同意を必要とする方は、全部事項証明書の乙区欄に記載されている方になります。 なお、財務省（大蔵省）の相続税・贈与税の納税猶予に係る抵当権や、電力会社の地役権については、津島市にて各関係者に同意をとりますので、記入は不要です。</p> <p>○農地としての賃借権の有無は、農業委員会（津島市産業振興課）にて、確認することができます。 賃借権がある場合、利害関係人の同意が必要です。</p>
記入例	12ページ

(イ)土地の登記事項証明書(全部事項証明書)

該当者	特定生産緑地に指定を希望する人
取得先	法務局、登記情報提供サービス
注意事項等	<p>○指定する筆（土地）ごとに必要です。</p> <p>○原本のコピーでも可能です。</p> <p>○発行日は提出日から3ヶ月以内のものを提出してください。</p> <p>○分筆後の一部を指定する場合は、分筆後の証明書を提出してください。</p>
見本・見方	13ページ

(ウ)印鑑登録証明書

該当者	特定生産緑地に指定を希望する人
取得先	お住まいの市役所もしくは町村役場
注意事項等	<p>○土地所有者、利害関係人全て必要です。</p> <p>○原本を提出してください。</p> <p>ただし、土地所有者が複数の土地を指定する場合は、土地所有者と利害関係人の印鑑証明は1部原本として、残りはコピーでも可能です。</p> <p>○発行日は提出日から6ヶ月以内のものを提出してください。</p>
見本・見方	14ページ

(エ)公図

該当者	特定生産緑地に指定を希望する人
取得先	法務局、登記情報提供サービス
注意事項等	<p>○指定する筆（土地）ごとに必要です。</p> <p>○原本のコピーでも可能です。</p> <p>○該当する筆を朱書で囲ってください。</p> <p>○発行日は提出日から3ヶ月以内のものを提出してください。</p> <p>○土地の一部を指定する場合、分筆登記が必要です。</p> <p>その場合は、分筆登記が完了した公図にて提出してください。</p> <p>なお、すでに筆の一部を生産緑地に指定している場合は、分筆登記は不要です。</p>
見本・見方 記入例	15ページ

(オ)現地写真

該当者	特定生産緑地に指定を希望する人
取得先	提出者で撮影
注意事項等	<p>○指定する筆（土地）ごとに必要です。</p> <p>○写真はカラーとし、A4用紙に直接印刷または貼り付けて提出してください。</p> <p>○耕作状況がわかる全体写真を撮影してください。</p>
作成例	16ページ

(カ)提出時チェック表【様式2】

該当者	特定生産緑地に指定を希望する人
取得先	津島市都市計画課窓口、津島市ホームページ
注意事項等	○指定要件すべてに適合していること、提出書類がすべて揃っていることを確認してください。
記入例	17ページ

(キ)倉庫や物置の外観及び内部全体の様子が見える写真

該当者	特定生産緑地に指定を希望する土地に農業倉庫や物置がある人
取得先	提出者で撮影
注意事項等	○写真はカラーとし、A4用紙に直接印刷または貼り付けて提出してください。 ○農業目的であることが確認できるよう外観及び内部全体を撮影してください。
作成例	16ページ

(ク)登記内容と異なる事実が見える書類

該当者	特定生産緑地に指定を希望する土地の登記内容と現在の内容が異なる場合
取得先	-
注意事項等	○事実が見える書類であれば、コピーでも可能です。 ○例えば、登記内容と現住所が異なる場合、住民票等で事実を確認します。
見本	-

(ケ)法定相続人がわかる書類

該当者	権利者が相続手続中の場合
取得先	-
必要書類	<p>提出書類は原本のコピーでも可能です。</p> <p>【法定相続情報証明制度を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定相続情報一覧図（法務局で取得） ・相続人の住所の記載がない場合は相続人の住民票 ・遺産分割協議書（作成してある場合のみ） <p>【法定相続情報証明制度を利用しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の出生から死亡まで連続した戸籍謄本及び除籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本及び住民票 ・相関図 ・遺産分割協議書（作成してある場合のみ） <p>※上記書類で相続人が確認できない場合は、追加で確認できる書類が必要となります。</p>
見本	-

(コ)委任状

該当者	所有権者ご本人とそのご家族以外が手続きを行う場合
取得先	提出者で作成
注意事項等	○ご自身で書類作成が困難なため、行政書士等の専門家に委任した場合は、委任状を提出してください。
見本	-

(サ)特定生産緑地に指定しない意向確認書【様式3】

該当者	特定生産緑地に指定を希望しない人
取得先	津島市都市計画課窓口、津島市ホームページ
注意事項等	<p>○土地所有者欄は所有権者を記入してください。 （共有名義の場合は、代表者を決めて記入してください。）</p> <p>○筆（土地）1つにつき、1枚にて提出してください。</p> <p>○所有権者全員の同意が必要となります。（認印）</p> <p>○相続未登記の場合は、原則法定相続人全員の同意が必要となります。（認印）</p>
記入例	18ページ

(4)提出後から指定まで

①特定生産緑地の指定の可否

「特定生産緑地指定意向兼同意確認書 [様式1]」を受理後、指定要件及び書類の審査を行い、指定可能な場合は土地所有者（共有名義の場合は代表者）宛てに「特定生産緑地指定予定の通知書」を送付します。なお、指定できない場合、指定できない点を個別に説明します。

また、「特定生産緑地に指定しない意向確認書 [様式3]」についても受理後、書類の審査を行い、「特定生産緑地に指定しない旨の通知書」を土地所有者（共有名義の場合は代表者）宛てに送付します。

※通知書は令和3年10月ごろに送付する予定です。

②津島市都市計画審議会の意見聴取

特定生産緑地の指定について、津島市都市計画審議会に意見聴取を行い、指定の可否の最終決定を行います。

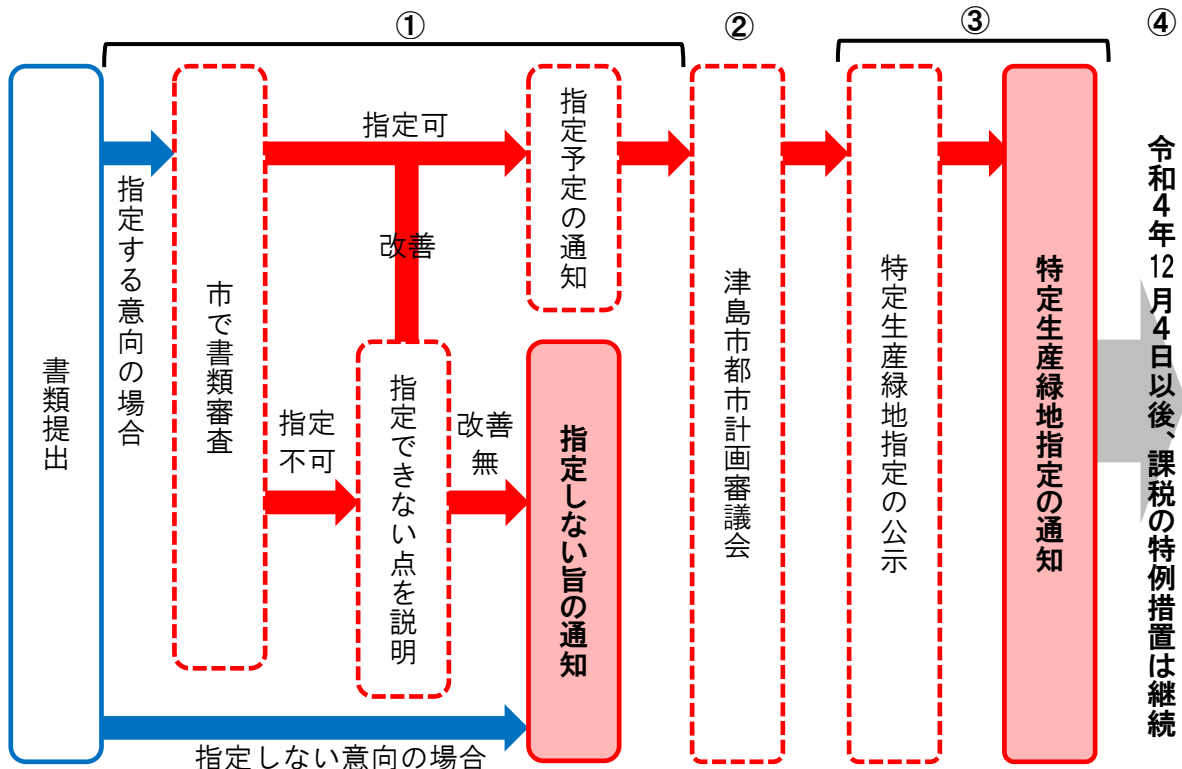
③特定生産緑地指定の公示

特定生産緑地の指定内容について、津島市ホームページで公示します。同時に土地所有者を含む農地等利害関係人全員宛てに「特定生産緑地指定通知書」を送付します。

※通知書は令和4年10月ごろに送付する予定です。

④特定生産緑地の効力開始(課税の特例措置の継続)

令和4年12月4日以後、特定生産緑地の効力が開始し、これまでと同様に課税特例の措置が継続します。一方で、特定生産緑地に指定しなかった生産緑地は買取り申出が可能となりますが、課税の特例措置はなくなります。



図表5 書類提出後の流れ

3 提出書類の記入例



～各提出書類は土地1筆につき1部必要となります～

(1) 特定生産緑地指定意向兼同意確認書 [様式1] (記入例) 【提出書類(ア)】

記入日
 令和〇年〇〇月〇〇日

様式1
特定生産緑地指定意向兼同意確認書

所有権者を記入し、共有名義の場合は代表者を記入してください。

(土地所有者)
 住 所 津島市立込町2丁目21番地
 氏 名 津島 太郎 津島
 電話番号 0567-24-1111

必ず印鑑登録されたもの

市から送付される生産緑地一覧を参考に全部指定、一部指定する生産緑地を記入してください。
 所在や地積は最新のものを入力してください。

指定日：平成4年12月4日

No.	生産緑地	面積 (㎡)	希望する地積
1-2	神守町守上町〇〇番地	700	全部 一部 300 (㎡)

※地積の全てを希望する場合には全部に○、一部を希望する場合には () 内に地積を記入

2 農地等利害関係人の同意

土地所有者も所有権者として記入してください。

権利種別	住所	氏名
所有権	住所 津島市立込町2丁目21番地	氏名 津島 太郎 津島
	住所 津島市立込町2丁目21番地	氏名 津島 花子 津島
貸借権	住所 愛知 一郎	氏名 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知
	住所 〇〇県▲▲市■丁目□□番地	氏名 〇〇銀行 代表者印
	住所	
	氏名	

必ず印鑑登録されたもの

※権利種別は所有権、貸借権、地上権、抵当権等を記入
 ※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって抵当権が設定されている場合は、津島市が一括して税務署長の同意を取得するため記入不要
 ※上記の表に記入できない場合、裏面の続き欄の表に記入

(2)土地の全部事項証明書(見本、見方)【提出書類(イ)】

東京都特別区南都町一丁目101 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		不動産番号	00000000000000
地図番号	[余白]	土地の所在地	
所在	特別区南都町一丁目	[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
101番	宅地		
所有者	特別区南都町一丁目	「権利部(甲区)」で所有者を確認できます。	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎


権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60%(年365日割計算) 損害金 年14.5%(年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(第)2340号

見本

共同担			
記号及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	[余白]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 1 01番の建物	1	[余白]

「権利部(乙区)」で所有権以外の権利者を確認できます。


* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D12445 (1 / 3) 1 / 2



(3)印鑑登録証明書(見本・見方)【提出書類(ウ)】

実印は、この印影と同じものとなります。

印 鑑 登 録 証 明 書

印 影 	氏 名	津島 太郎	旧 氏	愛知
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
	住 所	愛知県津島市立込町2丁目21番地		
	備 考	見 本		

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

愛知県津島市長 〇〇 〇〇 印

備考

- 通称又は外国人住民の住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記がある場合は、備考欄に記載する。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(4)公図(見本・見方、記入例)【提出書類(エ)】

希望する土地を朱書で囲んでください。

土地の所在地

東都町1丁目

諸部 区分	所在	特別区東都町1丁目			地番	100番1			
出 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲	原 係 番 号 又 は 記 号	区	分 類	地図(法第14条第1項)	種 類	法務局作成地図
作 成 年 月 日	平成20年3月28日			備 付 年 月 日 (原 区)	平成20年3月30日		補 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

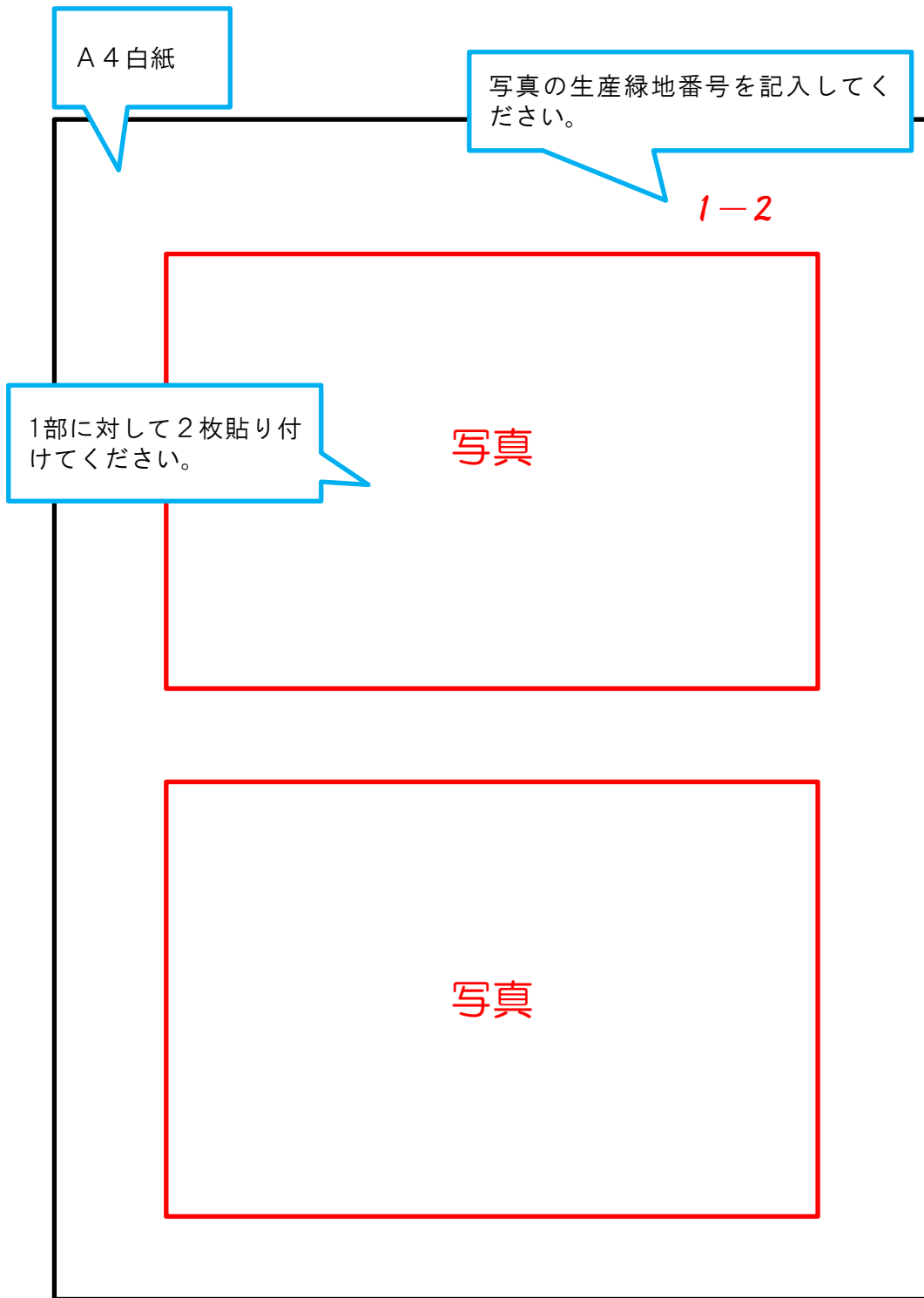
平成〇年〇月〇日
〇〇法務局
請求番号：2-1
(1/2) 登記官

みほん
電子
公印

変更後



(5)写真(作成例)【提出書類(才)】



(6)提出時チェック表 [様式2] (記入例) 【提出書類(カ)】

提出書類に「レ」を記載してください。

2 提出書類チェック表

		提出書類	チェック欄
必	(ア)	特定生産緑地指定意向兼同意確認書	<input checked="" type="checkbox"/>
	(イ)	土地の登記事項証明書(全部事項証明書) ・指定する土地の筆ごとで必要 ・コピー可	<input checked="" type="checkbox"/>

提出時チェック表

土地所有者名(津島 太郎)



認印

1 指定要件チェック表

		指定要件	チェック欄
1		生産緑地の指定を受けた農地である。	<input checked="" type="checkbox"/>
2		適正に農地等として管理されている。(①②のどちらかに該当する)	<input checked="" type="checkbox"/>
		①現に耕作している状況が確認できる。	
		②農業上必要もしくはやむ得ない理由で、現在、農作物の栽培まで至っていないが、適切に耕うんや除草等の管理を行い、いつでも農作物の栽培ができる状況であること。	
	②の場合 理由(足を骨折し、田植えができなかったため。) 耕作再開する予定時期(令和3年4月ごろから)	<input checked="" type="checkbox"/>	
			<input checked="" type="checkbox"/>
4		相続税もしくは贈与税の納税猶予がある。	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
		電力会社による地上権がある。	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない

理由が適正でない場合は、耕作再開後に書類を受理します。

(7)特定生産緑地に指定しない意向確認書 [様式3] (記入例) 【提出書類(サ)】

様式3

記入日
令和〇年〇〇月〇〇日

特定生産緑地に指定しない意向確認書

所有権者を記入し、共有名義の場合は代表者を記入してください。

(土地所有者)
住 所 津島市立込町2丁目21番地
氏 名 津島 太郎
567-24-1111

認印

市から送付される生産緑地一覧を参考に指定を希望しない生産緑地を記入してください。

1 特定生産緑地指定を希望しない生産緑地 (生産緑地地区指定日:平成4年12月4日)

生産緑地番号	所在	地積 (㎡)
1-3	神守町字中町〇〇番地	600

2 他の所有権者の同意 (土地所有者が複数人の場合のみ記入)

住所・氏名	押印 (認印)
住所 津島市立込町2丁目21番地 氏名 津島 花子	認印 津島
住所	
氏名	
住所	
氏名	

所有権者が複数人の場合に記入してください。

3 申出基準日以降の活用予定 (申出基準日:令和4年12月4日)

買取り申出の予定時期	予定あり (令和5 年 4 月ごろ) ・ 未定
土地の活用予定	予定あり (家を建てる) ・ 未定

※上記の表に記入できない場合、裏面の続き欄の表に記入

備考 生産緑地を農地以外の活用をする際には、利害関係人との調整が必要

4 その他注意事項



(1)相談の受付

下記のとおり、相談を受付けています。特定生産緑地に関することや書類の記入方法等で困ったことがありましたら、ご相談ください。なお、相談の際には必ず事前にご連絡していただき、時間帯を予約するようお願いいたします。

① 受付期間

	期間	時間帯	備考
平日	令和2年10月1日（木）から 令和3年3月31日（水）	午前9時～ 午後5時まで	年末年始を除く
休日	令和2年10月31日（土） 令和2年11月28日（土） 令和2年12月19日（土） 令和3年1月30日（土） 令和3年2月27日（土）	午前9時～ 午後5時まで	前日までに 予約がない 場合、中止

② 場所

津島市役所 ※詳細の場所は、予約時にお伝えします。

③ 予約連絡窓口

津島市建設産業部都市計画課都市計画G 電話0567-55-9627

※ご連絡の際には氏名、連絡先、希望時間帯、相談内容をお伝えください。

(2)注意事項

○提出書類について

- ・書類に不備がある場合、再度書類を整理するには時間を要することもありますので余裕を持って提出してください。
- ・提出書類の返却は原則しませんので、控えが必要な方はご自身で書類をコピーしてください。
- ・提出後、相続が発生する等により内容に変更が生じた場合には速やかにご連絡ください。

○面積要件について

- ・生産緑地地区の面積要件は、市条例が制定されたことで500㎡から300㎡に引下げされました。

○道連れ解除について

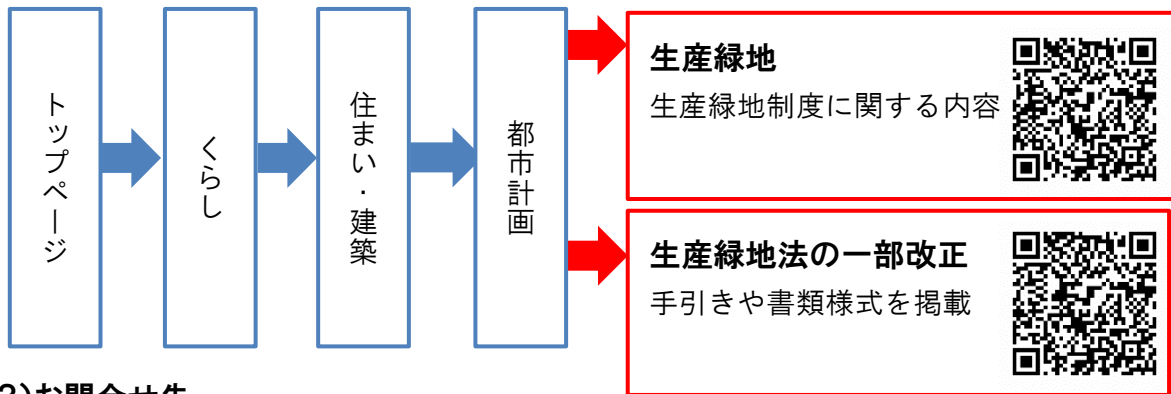
- ・指定面積が1筆当たり300㎡未満の場合、特定生産緑地に指定した土地であっても他の生産緑地の指定解除により指定解除になる可能性があります。

○分筆登記について

- ・生産緑地の一部のみを特定生産緑地に指定するには、原則分筆登記が必要となります。そのため、分筆登記が反映された登記事項証明書、公図を取得してください。
- ・現在、分筆せずに生産緑地の一部を指定している場合は分筆登記を必要としません。
- ・分筆後の土地の面積は、100㎡以上としてください。

○生産緑地制度に関する資料

- ・生産緑地制度に関する内容は、津島市ホームページに掲載してあります。また、本手引きや書類様式も掲載してあります。



(3)お問合せ先

内容	お問い合わせ先
特定生産緑地の指定に関すること 生産緑地制度全般に関すること	津島市都市計画課都市計画 G 0567-55-9627
農地の賃借に関すること	農業委員会(津島市産業振興課農政 G) 0567-55-9653
固定資産税・都市計画税に関すること	津島市税務課固定資産税 G 0567-55-9264
相続税に関すること	お住まいの税務署 (津島税務署 0567-26-2161)
土地の登記情報に関すること	法務局 (名古屋法務局津島支局 0567-26-2423)
農地の相続や活用に関する相談	JA あいち海部資産管理課 0567-56-6805
	JA海部東資産管理課 0567-23-7333